

平成 17 年 10 月 12 日

各 位

会社名 石原産業株式会社
代表者名 取締役社長 田村 藤 夫
(コード番号 4028 東・大 第1部)
問合せ先 取締役 経営企画管理本部長
炭野 泰 男
(TEL. 06-6444-1850)

弊社製品フェロシルトに関する事実判明とお詫び

弊社は、平成 17 年 7 月 29 日付け「弊社製品フェロシルトの自主回収についてのお知らせ」にて、フェロシルトが使用された地域から土壌環境基準を上回る重金属等が検出されたことを受け、フェロシルトが使用された施工地域での不安の解消を図ることがメーカーとしての社会的責務であるとの観点から、可能な限りフェロシルトを自主回収することを表明いたし、この方針に基づき現在搬出作業を進めております。

今回フェロシルトに関し別紙の通り新たな事実が判明いたしました。リサイクル製品認定を受けました三重県を始めとした関係当局、フェロシルト利用者、施工地域住民の皆様、並びに弊社を取り巻く多くの関係者の皆様のご信頼を裏切る事態となり、ことの重大さを痛感するとともに、多大なご迷惑とご心配をお掛けすることとなりましたことを心よりお詫び申し上げます。

弊社は「社会」「生命」「環境」に貢献するため、科学の進化に取り組むことを企業理念としてまいりました。今回の問題を真摯に受け止め反省し、弊社経営理念に基づく企業活動をより徹底し、二度とこのようなことを起こさないよう万全の対策を講じてまいる所存であります。社会からの信頼なくして企業は存立できないという基本に立返り、企業としての使命を果たし、社会に貢献しうよう、環境、安全、コンプライアンスなどの内部統制を抜本的に見直し、再発防止に全力で取り組むことにより、皆様からの信頼回復に努めてまいります。

なお、今後の新たな対応等につきましては、適宜情報開示してまいります。

以上

別紙

平成 17 年 10 月 12 日

石原産業株式会社

1 フェロシルトの開発

弊社は、平成 9 年、酸化チタンの国際競争力強化策の一環として、酸化チタン製造工程から副生する使用済み硫酸を再生利用して副産物を生産・販売することにより、廃棄物の減量化と酸化チタンの製造コストの低減をはかるための研究開発に着手しました。

そして、土壤埋戻材その他の副産物を取り出し、これを販売可能な商品として生産することに成功しました。その結果、従来アイアンクレイとして処分していた廃棄物は減少し、酸化チタンの製造コストも低減しました。

なかでも土壤埋戻材はフェロシルトと命名して商標登録し（平成 12 年）、平成 13 年に販売を開始し、平成 15 年には三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく「リサイクル製品」に認定されました。

弊社は、弊社独自の技術開発力が生み出したこのような商品が廃棄物の処理及び清掃に関する法律や循環型社会形成推進基本法の趣旨にも適合したものとして、その販売を行なってきました。

2 事故の発生

- (1) ところが、昨年 11 月、大雨によって愛知県北丘地区でフェロシルトが流出し、川の水を赤く染めるという事件が発生し、続いてフェロシルトの放射線量が問題とされました。

放射能については、自然界に存在する値と比較しても問題のないことが確認されましたが、放射線量の測定等のために採取したサンプル検査の過程において、本年 5 月末、岐阜県内の施工現場において埋め立てられたフェロシルト中から基準値を超える 6 価クロムが検出される箇所が発見され、またフッ素化合物も含まれていることが指摘されることとなりました。

- (2) 当時の認識として、6 価クロムは製品そのものの中にはまったく含まれていないうえ、6 価クロムが検出されたという場所は、弊社製品以外の物も埋められたり、弊社製品もその使用方法にしたがった使用をしていない箇所であって、これがフェロシルトに起因するものかどうかははなはだ疑問であり、また、フッ素化合物については、硫酸法酸化チタン製造工程における濾過工程の濾布の洗浄に弗酸を用いているところから、混入の可能性を否定することはできないものの、検出された量は製造工程と整合せず、またバラツキが大きいなどの謎がありました。
- (3) しかし、地権者及び周辺住民の不安は早急に除去する必要があると考えられたことから、弊社は、疑わしいものはメーカーの責務として自主回収を基本として対応することとし、フェロシルトの生産を中止し、リサイクル製品の認定も取下げ、フェロシ

ルトが使用された場所を管轄する官公署、地権者等と協議の上、計画に基づき、現に実施にかかっております。

3 原因究明作業

これと並行して、弊社は、社内に「フェロシルト対策委員会」を置き、上述の疑問の解明のための内部調査を進め、また、三重県及び岐阜県におかれても、それぞれ「フェロシルト問題検討委員会」を設置され、弊社に資料の提出を求められるなどして、原因の究明を進められることとなりました。

上記のようなフェロシルトにかかわる問題については、数紙からご質問が寄せられておりましたが、この間に、三重県及び岐阜県にフェロシルトのサンプルとして提出したものが別のものであるという理解しがたい出来事が起こり、この原因の究明にも時間を要することとなり、今日の発表となりました。

4 究明された事実

社内調査の結果、次の事実が明らかになりました。

(1) 6価クロムについて

6価クロムは製品そのものの中にはまったく含まれていないとの認識でしたが、三重県の要請に基づいて行なった試作試験の結果、製造工程の条件の変動（例えば、廃液のpH値の変化、2価の鉄の含有量の変化など）によっては、製品中にも6価のクロムが含まれる可能性があるということが判明しました。

(2) フッ素について

リサイクル製品に認定されたフェロシルトは、硫酸法酸化チタンの製造工程からの廃酸を再利用して製造されるもので、平成15年9月、その認定がされました。

他方、フェロシルトにシリカ分を加えることにより凝集性を高めることができることが分かり、生産現場では、リサイクル製品認定申請前から、塩素法酸化チタン製造工程から副生する未反応鉱石中和スラリー（COS）等からシリカ分を分離・回収して、これをフェロシルトに混合することが行なわれていたことが判明しました。

塩素法酸化チタン製造工程は塩酸回収工程において弗酸を用いますので、その廃液にはフッ化カルシウム等のフッ素化合物が含まれておりますところ、上記のように、COS等からのシリカ分をフェロシルトに混合する過程でこれらのフッ素化合物も混入し、そのためフェロシルトからフッ素が検出されることになったのではないかと判断されるに至りました。

- (3) このように、弊社の内部調査の結果、フェロシルトは、リサイクル製品として認定された製造工程と異なる工程で製造されてきたことが判明しましたが、これは、フェロシルトの開発・生産の責任者として、これに携わってきた佐藤驍（元弊社取締役四日市工場副工場長）が、リサイクル製品として認定された製造工程と異なる工程で製造し、これについての部下等の疑問に対しては、県の実情を把握している旨答えるなどして、その方法による生産を続行させたことによることが判明しました。

しかも、本年5月末ないし6月初旬には、部下に命じて塩素法酸化チタン製造工程からの廃液の混合状況の操作を示す資料を廃棄させたり、さらに三重県及び岐阜県から提出を求められたフェロシルトのサンプルを別の試作品サンプルにすり替えて提出させていたことも判明しました。

同人は、工場における技術部門の長として各種製品の製造工程に関するコンプライアンス・リスク管理の責任者であり、弊社としては、かかる立場にある者が、自ら組織の枠を逸脱し、組織のコンプライアンスを破壊する行動に出るとは全く予想することができませんでした。

同人は、本年6月末取締役を退任し顧問の地位にありましたが、昨日解職し、さらに、その非違行為の重大性に鑑み、いかなる法的処置をとるかについても検討しているところであります。

5 お詫びと反省（対策）

弊社としては、フェロシルトは、仕様書どおりに使用され、施工されるならば、有効安全な埋戻材であると信じてその販売を行なってきました。しかし、埋戻地から6価クロムが検出されたということから、安全第一をモットーに、フェロシルトの生産を中止し、三重県条例によるリサイクル製品の認定の取下げを行ない、その自主回収を進めているところですが、6価クロムが検出される原因究明の過程において、まことに遺憾なことでありますが、上述のような事実が判明し、驚愕しているところであります。

各方面にご迷惑をおかけいたしましたことを衷心よりお詫び申し上げます。

弊社は、弊社の技術陣の優秀さとその良心を信じ、彼らが間違っても上述のような非違行為を犯すなどということは夢想だにできず、生産の現場を任せて参りましたが、今にして思えば、ここに大きな陥穽があったといわざるを得ません。

このような重大な問題が現場で起っていたことを会社として認知し、防止することができなかつたことは大変遺憾であり、その責任について痛感しております。

今後は、現在進めている自主回収と併せ、県をはじめ行政当局のご指導による原因究明をさらに進め、これまでの社内調査に加え、社外弁護士による更なる調査を進めるとともに専門家等の助言を得て弊社の内部監査体制の見直しを図り、信頼回復に邁進して参る所存であります。

皆様方に多大のご迷惑をおかけいたしましたことを重ねてお詫び申し上げます。

以上